

番号：131196

国名：パラグアイ

担当：人間開発部保健第二グループ保健第四課

案件名：プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年1月中旬から2014年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.80M/M、合計 1.30M/M
- (3) 業務日数：

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 5日 | 24日 | 5日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出、または調達部受付 (JICA本部1F) への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件（業務実施契約単独型のみ）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ）をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

| | |
|----------|------------|
| 類似業務 | 各種評価調査 |
| 対象国／類似地域 | パラグアイ／全途上国 |

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パラグアイ国では、未整備な地域保健行政、医療従事者の技術・知識不足、インフラ・医薬品不足、医療施設へのアクセス問題等がある。これに対し、2008年8月に誕生したルゴ政権は、保健医療政策「生活の質と平等な健康に向けた公共政策」の中で、第一次保健医療サービスへのアクセス改善を優先政策の一つとして掲げた。これを受け、厚生省はプライマリーヘルスケア（以下 PHC）総局を設置し、「家庭保健」の概念に基づき、地域の予防と治療を包括的に行う PHC の強化に取り組んでいる。具体的には、貧困地域に人口 3,500 人から 5,000 人に 1 か所の割合で、医師、看護師、助産師、保健推進員各 1 名程度 からなる保健医療チーム「家族保健ユニット（Unidades de Salud de la Familia：USF）」を設置し、この USF を中心に地域の保健医療サービス改善を図っている。しかしながら、PHC 実施のための規程やプロトコル・マニュアル、県レベルでの実施体制が整備されていない、USF の人材への教育・訓練が十分ではない、USF と地域病院等を含めた保健医療サービス機関の中で救急対応やレファラルを含めた連携を行うための仕組みが整備されていない等の課題がある。このような状況を総合的に改善するために、カグアス県を対象として、USF によって提供される地域保健サービスの強化及びその効果の実証を目的に、パラグアイ国政府は、我が国に支援の要請を行なった。JICA は、カグアス県において、USF を核とした保健医療サービス体制が整備されることを目標に、厚生省において保健医療サービス（USF を含む）における PHC 体制が明確にされること、USF の活動地域で保健医療サービス機関及び行政機関の運営管理能力が向上すること、USF の能力が向上すること、県レベルにおける救急連絡体制が確立されることを成果として、2012年2月から2016年1月までの4年間を協力期間として「パラグアイ国プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」）を実施している。なお、本プロジェクトのカウンターパート（C/P）機関はパラグアイ国厚生省（カグアス県保健事務所を含む）である。現在、チーフアドバイザー、業務調整、地域保健の長期専門家を派遣している。

今回実施の中間レビュー調査は、C/P 機関と共に既存の PDM 及び P0 に基づき、プロジェクトの投入実績、活動実績、成果及びプロジェクト目標の達成状況を把握・分析するとともに、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からレビューを実施し、残り協力期間において取り組むべき事項等を提言し、評価報告書及び中間レビュー調査報告書に取りまとめることを目的とする。なお、2013年8月15日をもって大統領が変わり、それに伴い厚生省内が新体制となっている。パラグアイ国新政権における本プロジェク

トの妥当性への詳細な調査・分析、及び必要に応じて PDM 及び P0 の修正が求められる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に沿って、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備 (2014 年 1 月下旬～2 月中旬)

- 1) 既存の文献、報告書等 (事業進捗報告書、業務完了報告書、合同調整委員会議事録、活動実績資料等) をレビューし、プロジェクトの実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- 2) 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド (案) (和文) を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- 3) 評価グリッド (案) に基づき、プロジェクト関係者 (プロジェクト専門家、C/P 機関、その他パラグアイ側関係機関、他ドナー等) に対する質問票 (和文) を作成する。
- 4) 調査団内の検討のため、評価グリッド (案) を用いて評価デザイン (案) を検討する。
- 5) 国内で収集可能なデータを整理・分析する。
- 6) 対処方針会議等に参加し、評価方法及び評価グリッド (案) について説明を行い、他団員との検討を通じて、評価グリッドの詳細を協議する。

(2) 現地派遣 (2014 年 2 月中旬～3 月上旬)

- 1) JICA パラグアイ事務所等との打合せに参加する。
- 2) プロジェクト関係者に対して、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に基づいた評価手法について説明を行う。
- 3) パラグアイ側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- 4) 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- 5) 国内準備並びに上記 3) 及び 4) で得られた結果をもとに、他の調査団員及びパラグアイ側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、中間レビュー報告書 (案) (和文) の取りまとめを行う。
- 6) 調査結果や他団員及びパラグアイ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び P0 の修正案 (和文・西文) の取りまとめに協力する。
- 7) 中間レビュー報告書 (案) に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、

最終版を作成する。

- 8) プロジェクト合同調整委員会（JCC）が開催された場合、これに参加し、中間レビュー結果報告を支援する。
- 9) 協議議事録（M/M）（和文・西文）の作成に協力する。
- 10) 現地調査結果の JICA パラグアイ事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2014年3月中旬～3月下旬）

- 1) 中間レビュー調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- 2) PDM 及び P0（和文）の作成に協力する。
- 3) 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- 4) 中間レビュー調査報告書（案）（和文）の作成に協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- (1) 中間レビュー報告書（和文）
- (2) 担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）
- (3) 中間レビュー調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2014年2月15日～2014年3月10日を予定しています。本業務従事者は、機構職員の現地調査期間に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ・総括（JICA）
- ・協力企画（JICA）

- ・評価分析（コンサルタント）

3) 便宜供与内容

当機構パラグアイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舎手配
あり
- ③ 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- ④ 通訳備上
あり
- ⑤ 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- ⑥ 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第二グループ保健第四課（TEL:03-5226-8321）に連絡の上、データにて配布します。
 - ・パラグアイプライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト詳細計画策定調査・実施協議報告書（案）
- 2) 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・プロジェクトホームページ
(<http://www.jica.go.jp/project/paraguay/005/index.html>)
 - ・プロジェクト概要
(<http://www.jica.go.jp/project/paraguay/005/outline/index.html>)
 - ・プロジェクト基本情報（ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>スキーム別&国別一覧>プロジェクト基本情報）
(<http://gweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/5D97B7B4822A4F794925795E0079EF95?OpenDocument&pv=VW02040104>)

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒

頭留意事項參照)。

以上